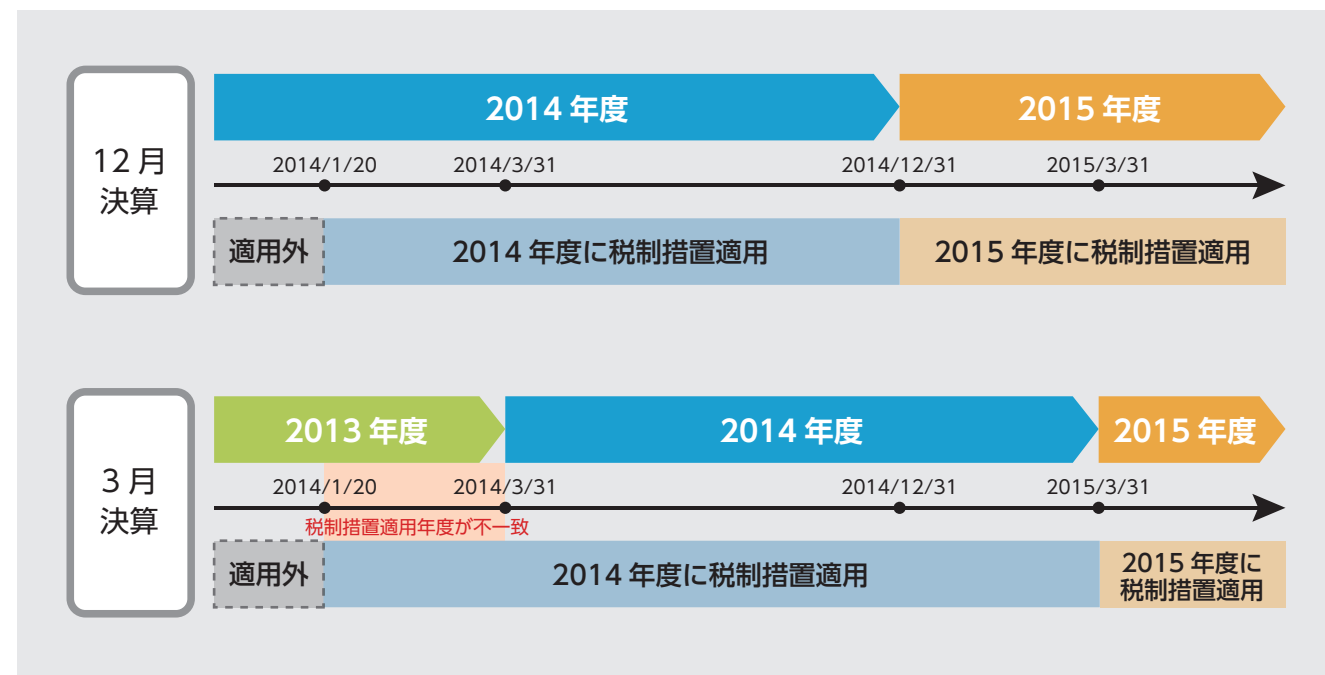


設備の事業供用年度と税制措置適用年度が不一致となる場合があります。

2014年4月1日を含む事業年度が、実際に税制措置を初めて受けられる年度です。
したがって、2014年3月31日までに終了する事業年度にて対象設備を取得等し、事業に供用した場合は、その年度では税制措置が受けられず、翌事業年度にまとめて税制措置を受けることになります点をご留意ください。
具体的には、下記事例のとおり、12月決算については2014年3月末までに行った投資について2014年度に税制措置を適用できますが、3月決算については2014年3月末までに行った投資について2013年度分は税制措置を適用できません。この場合、2014年度に2013年度分とまとめた措置が適用されます。



詳しくは担当者へお問い合わせください

株式会社 日本サーモエナジー 本社/〒108-0071 東京都港区白金台3-2-10 (白金台ビル) TEL.(03)6408-8251 FAX.(03)6408-8278 <http://www.n-thermo.co.jp>

- | | | | | | | | | |
|--|---|---|--|---|--|--|--|---|
| 北海道支社
旭川営業所 ☎(011)789-5281
釧路営業所 ☎(0166)38-8160
函館営業所 ☎(0154)31-9211
函館支店 ☎(0138)87-5001
東北支社
盛岡支店 ☎(022)244-5181
盛岡支店 ☎(019)635-3366 | 秋田営業所
山形営業所 ☎(018)887-5630
郡山営業所 ☎(023)629-7378
郡山支店 ☎(024)990-1852
関東支社
立川営業所 ☎(03)6408-8260
山梨営業所 ☎(042)527-6831
山梨支店 ☎(055)242-2570 | 横浜支店
厚木営業所 ☎(045)948-3911
千葉支店 ☎(046)221-1911
千葉支店 ☎(043)235-0071
水戸営業所 ☎(029)244-5720
つくば営業所 ☎(029)833-6155
埼玉支店 ☎(048)660-2331 | 宇都宮営業所
高崎支店 ☎(028)613-0331
松本営業所 ☎(027)350-7230
松本支店 ☎(0263)48-3815
長野営業所 ☎(026)286-0341
新潟支店 ☎(025)283-0171
長岡営業所 ☎(0258)20-5202 | 中部支社
北陸支店 ☎(052)509-5211
高松営業所 ☎(076)223-4001
富山営業所 ☎(076)421-1131
三重営業所 ☎(059)213-5980
静岡支店 ☎(054)245-0253
浜松営業所 ☎(053)464-0253 | 関西支社
高松営業所 ☎(06)6488-2233
神戸支店 ☎(087)864-5755
神戸支店 ☎(078)579-6150
姫路営業所 ☎(079)281-6227
南大阪支店 ☎(072)226-5165
京都支店 ☎(075)935-2541 | 中国支社
岡山営業所 ☎(082)503-1606
山陰営業所 ☎(086)800-7700
山口営業所 ☎(083)972-2666
九州支社
北九州営業所 ☎(092)711-1511
北九州営業所 ☎(093)963-5550 | 大分営業所
熊本営業所 ☎(097)554-2322
熊本支店 ☎(096)328-9811
鹿児島営業所 ☎(099)255-3801 | 京都工場
関東工場 ☎(075)935-2500
関東工場 ☎(029)833-6110 |
|--|---|---|--|---|--|--|--|---|

関連会社
株式会社 NTECケミカル
株式会社 NTECエンジニアリング
株式会社 NTECサービス
NIPPON THERMOENER (THAILAND) CO.,LTD.



●記載事項は予告なく変更することがありますので、ご了承願います。

KAI1501
2015.12R

NTEC

設備投資をお考えの皆さまへ
ボイラを導入するチャンスです!
(最新モデル)

生産性向上設備投資促進税制



生産性向上設備投資促進税制

即時償却または税額控除5%

[平成26年1月20日から平成28年3月末日まで]

特別償却50%または税額控除4%

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

+

中小企業投資促進税制 (上乗せ適用)

特別償却100%または税額控除7~10%*

*資本金により変動

[平成28年4月1日から平成29年3月末日まで]

株式会社 日本サーモエナジー

NIPPON THERMOENER CO.,LTD.

「生産性向上設備投資促進税制」を活用して ボイラを導入するチャンスです！

(最新モデル)

平成 26 年 1 月 20 日に「産業競争力強化法」が施行されました。また同日より、日本経済の発展を目的として、「生産性向上設備投資促進税制」が適用されることとなりました。

この税制の具体的な内容は、同税制の定める「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」など、事業者の生産性向上につながる質の高い設備投資を促進するための税制措置です。日本サーモエナーの産業用ボイラは、この税制では『生産性の高さ』という理由により、「先端設備」に該当します。新たな設備投資を行う好機として、「生産性向上設備投資促進税制」を活用してボイラ導入をご検討ください。

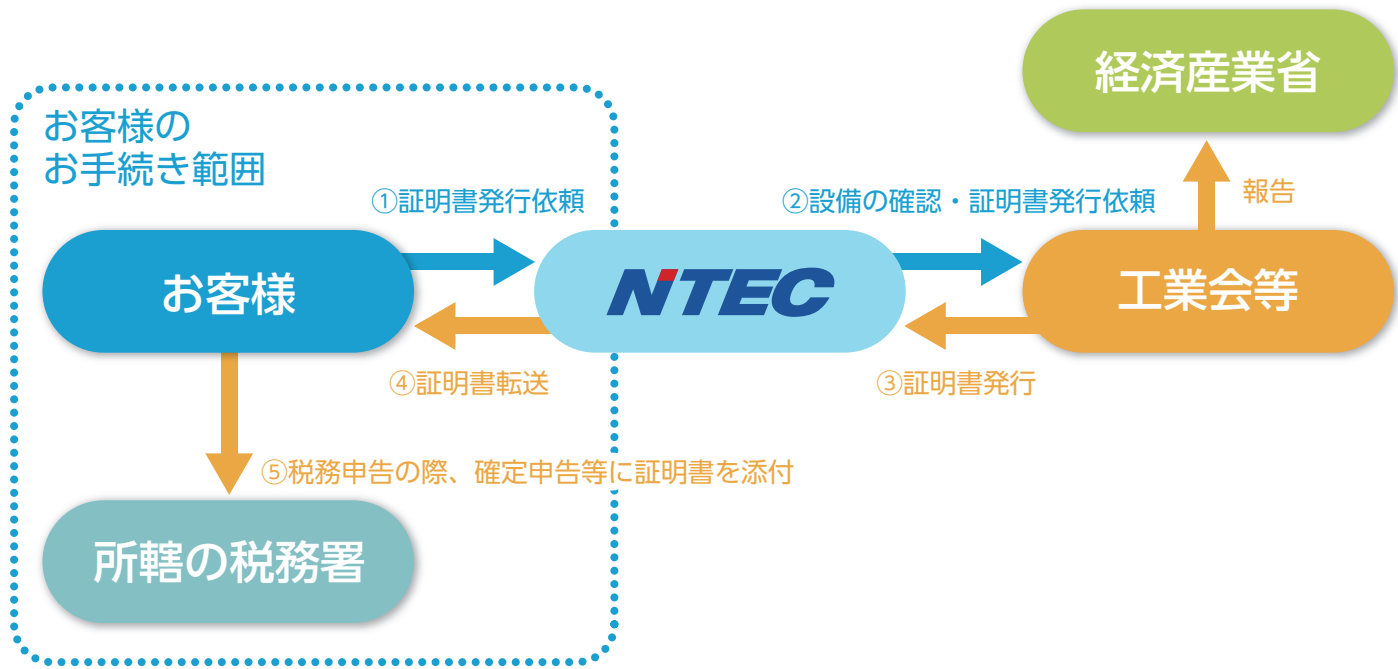
対象設備

		
EQi-2000NM/LM	EQRH-750NM/LM	GTL-300
EQi-2500NM/LM	EQRH-1000KM/AM	GTL-400
EQi-2501KM/AM	EQRH-1001NM/LM	GTL-500/GTLH-500
EQi-3000NM		GTL-630
EQi-6000/EQiH-6000NM		GTL-800

最新設備の要件

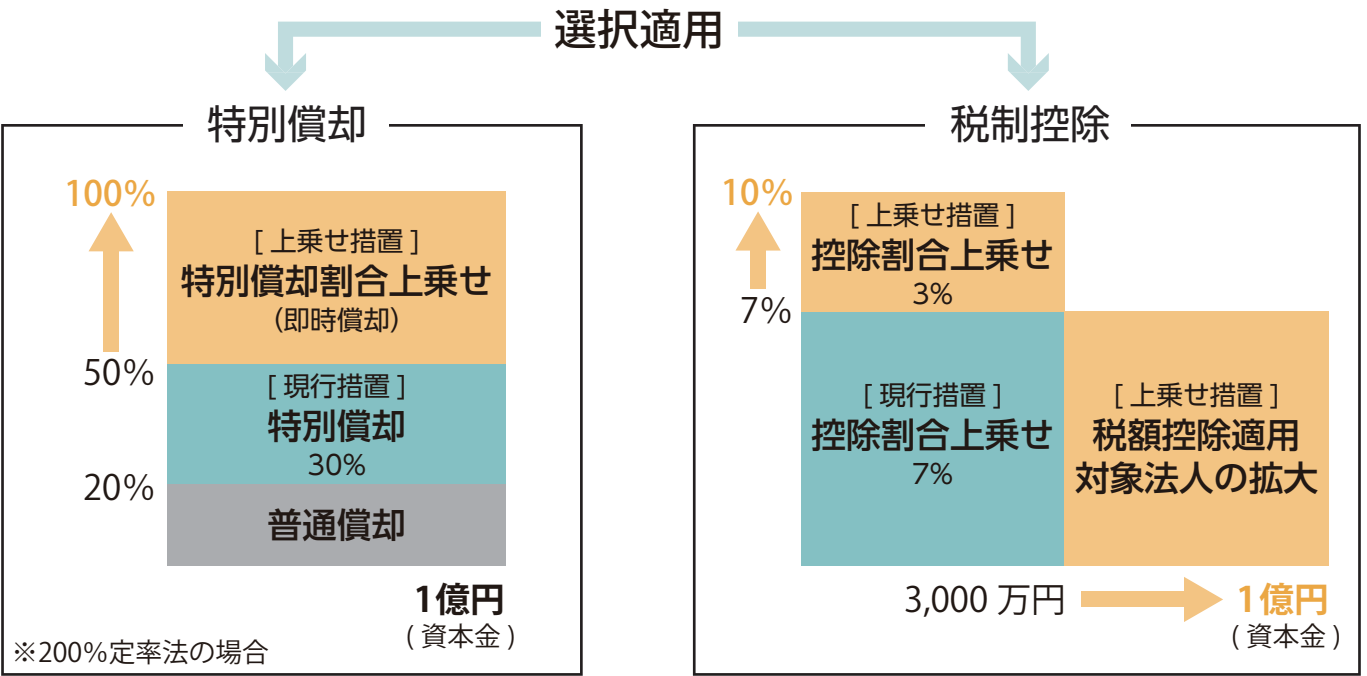
対象設備	「機械及び装置」その他特に対象とすべき設備として列挙するもののうち、最新モデルかつ取得価格が一定額以上のものに限る。 一定の生産性向上を要件とする。 ○機械装置：160 万円以上（1 台若しくは 1 基又は一の取得価格） ○建物付属設備：120 万円以上（一の取得価格）
生産性要件	対象設備のうち、旧モデルと比較し、生産性が平均 1%ポイント以上向上していること。
指標	①単位時間当たり生産量 ②精度 ③エネルギー効率 等
確認方法	税制措置の対象となることの確認は、工業会等が各設備メーカーの申請により証明書を発行。ユーザーは確定申告時に税務署へ証明書を提出。
税制措置	即時償却または税額控除 5% [平成 26 年 1 月 20 日から平成 28 年 3 月末日まで] 特別償却 50%または税額控除 4% [平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月末日まで]

お客様のお手続き範囲は以下のとおりです。



お客様が「中小企業者※」に該当する場合は 「中小企業投資促進税制」が上乗せされます。

※資本金 1 億円以下の法人等及び個人事業主



税制措置

即時償却または税額控除(上乗せ)※
[平成 26 年 1 月 20 日から平成 29 年 3 月 31 日まで]
※資本金 3,000 万円以下：**10%** 資本金 3,000 万円超 1 億円以下：**7%**

詳しくは経済産業省ホームページ等をご確認ください。